

海田町議会サイバーセキュリティを確保するための方針

1 目的

この方針は、海田町議会議員が議会活動等において利用する情報システム及び情報資産について、サイバーセキュリティを確保するための基本的事項を定めることを目的とする。

2 定義

この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報システム

議会活動等において使用する、町から貸与された端末、電子メール、クラウドサービスその他の情報通信技術を利用した仕組みをいう。

(2) 情報資産

議会活動等に関して議員が取り扱う文書、電子データ、個人情報、議会資料その他の情報をいう。

(3) サイバーセキュリティ

情報システム及び情報資産を、サイバー攻撃その他の脅威から保護し、安全性及び信頼性を確保するための対策をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス及びなりすまし
- (2) フィッシング詐欺等による情報の不正取得
- (3) ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃
- (4) 情報資産の漏えい、不正な改ざん又は消失
- (5) 端末の紛失又は盗難による情報流出

4 適用範囲

この方針は、海田町議会議員に適用する。

5 議員の遵守義務

議員は、次に掲げる事項を遵守し、サイバーセキュリティの確保に努めなければならない。

- (1) この方針及び関係規程を理解し、適切に行動すること。

- (2) ID及びパスワードを適切に管理し、第三者に使用させないこと。
- (3) 不審な電子メール、添付ファイル又はリンクを安易に開かないこと。
- (4) 端末の紛失又は情報漏えいのおそれが生じた場合には、速やかに議会事務局へ報告すること。
- (5) 議会活動等において使用する電子メール、クラウドサービス等を利用する議員の私物端末については、議員個人の責任において、サイバーセキュリティの確保に努めること。

6 情報セキュリティ対策

議会は、次に掲げる対策を講じるものとする。

- (1) 組織体制の確立
議会事務局と連携し、情報セキュリティ対策を推進する体制を整備する。
- (2) 物理的対策
端末の盗難・紛失防止等の物理的対策を講じる。
- (3) 人的対策
議員の意識向上を図るため、情報セキュリティに関する周知等を実施する。
- (4) 技術的対策
ウイルス対策、ソフトウェアの更新等の技術的対策を講じる。

7 情報セキュリティ監査・自己点検

議会は、情報セキュリティ対策の実効性を確保するため、必要に応じて点検又は確認を行う。

8 方針の見直し

この方針は、社会情勢、技術の進展及びサイバーセキュリティを巡る状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。